

上田商工会議所会費基準表

甲 表 事業所持口基準

	従業員割		資本金割				計
	人数	口数	本社	口数	支店・営業所等	口数	
個人	0 — 9	2口以上					
	10 — 19	3〃					
	20 — 49	4〃					
	50 — 99	7〃					
	100 — 199	10〃					
	200 — 499	15〃					
	500 — 999	20〃					
	1,000 — 1,999	25〃					
	2,000 以上	30〃					
法人	①		②		③		① + ② または ① + ③
	0 — 4	1口以上	50万円未満	1口以上	5,000万円未満	2口以上	
	5 — 9	2〃	50万円 — 100万円未満	2〃	5,000万円 — 1億円未満	3〃	
	10 — 19	3〃	100万円 — 300万円未満	3〃	1億円 — 10億円未満	4〃	
	20 — 49	4〃	300万円 — 500万円未満	4〃	10億円 — 50億円未満	5〃	
	50 — 99	7〃	500万円 — 1,000万円未満	5〃	50億円 — 100億円未満	10〃	
	100 — 199	10〃	1,000万円 — 2,000万円未満	10〃	100億円 — 200億円未満	15〃	
	200 — 499	15〃	2,000万円 — 5,000万円未満	15〃	200億円以上	30〃	
	500 — 999	20〃	5,000万円 — 1億円未満	20〃			
	1,000 — 1,999	25〃	1億円 — 3億円未満	25〃			
	2,000 以上	30〃	3億円 — 5億円未満	30〃			
			5億円 — 10億円未満	35〃			
			10億円以上	40〃			

1. 会費1口単価を2,000円に定めます。
2. 事業所規模に応じて持口基準を定めます。
 - (1) 個人事業所は「従業員割」のみによって定めます。
但し、申し合わせにより会費は最低2口以上とします。
 - (2) 法人事業所は「従業員割」と「資本金額割」によって定めます。
3. 役員・議員は甲表のほか乙表を付加します。
4. 団体関係は10口以上とします。
5. 2号議員事業所は75口以上及び3号議員事業所は125口以上とします。
6. 議員選挙権は1口につき1票となります。
7. 会報の購読料は会費に含まれます。

乙 表 役員及び議員等の付加口数

区分	口数	金額
会頭	325	650,000円
副会頭	225	450,000円
常議員	75	150,000円
監事	75	150,000円
議員	50	100,000円

貴所略図 (わかりやすい目標を示して下さい)